

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 26日

住 所 福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号  
事業者名 西日本鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 倉富 純男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が保有する乗合バス車両においては、2018年度末時点において、基準適用除外認定車両を除けば、全てノンステップバスおよびワンステップバスである。 基準省令に適合した車両数のうちノンステップバスは約38%であり、今後においても、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を促進していく。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 乗務員によって対応の程度に差があるというご意見を頂くこともあるため、スロープの取扱い等、高齢者・障がい者等の方に対しても適切な対応が出来るよう、引き続き社内・社外教育を行っていく。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを30台程度導入する。(2020年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ付きバス・ノンステップバスの乗降方法の掲載	・ベビーカーご利用のお客さまや車いすのお客さま、体の不自由なお客さまでも安全・快適にバスをご利用いただけるよう、スロープ付きバスやノンステップバスへの乗降方法をウェブサイトにて引き続き周知する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス利用における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人観光客等も円滑に利用できるように、車外・車内の行先表示機について英語を中心とした多言語表記を引き続き進めていく。</li> <li>・車いす利用者等が円滑に利用できるように、スロープ付きバスで運行する路線については時刻表に車いすマークを表示しており、引き続き表示を進めていく。</li> </ul>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗務員を対象とした、高齢者・障がい者の方の乗降支援に関する教習・勉強会を開催する。</li> </ul>

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトや電話で寄せられるバリアフリーに関する利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。</li> <li>・九州運輸局主催の小学生向けバリアフリー教室に毎年協力しており、今後も依頼があれば積極的に協力を行う。</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
-	-	-

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 26日

住 所 福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号  
事業者名 西日本鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 倉富 純男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が管理する西鉄天神高速バスターミナル、飯塚バスターミナルは移動等円滑化基準に適合しているが、西鉄久留米バスセンター、赤間バスセンター、吉井バスセンター、杷木バスセンター、小倉駅バスセンター、砂津バスセンター、黒崎バスセンターは移動等円滑化基準に適合はしていない。今後、駅耐震補強工事（西鉄久留米）や道路拡張工事（砂津）が予定されているため、併せて基準適合への対応を促進していく。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ターミナル職員が高齢者、障がい者等の方に声かけ、誘導案内等の人的支援ができるよう、引き続き社内・社外教育を行っていく。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
視覚障がい者誘導用ブロック (西鉄久留米バスセンター)	・既存視覚障がい者誘導用ブロックをのりばバースへ延伸予定。 (2020年度の西鉄久留米駅耐震補強工事と合わせて実施予定)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・乗務員を対象とした、高齢者・障がい者の方の乗降支援に関する教習・勉強会を開催する。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

・ウェブサイトや電話で寄せられるバリアフリーに関する利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
-	-	-

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについては前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。